

第2節 医療救護活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 要救助者数の状況把握 2 医療機関の被害状況及び活動状況の把握 3 医療救護班の編成と医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援要請 4 救護所の設置（設置場所の決定）⇒ 地域住民へ広報 5 医薬品等の確保 ⇒ ①薬剤師会、市内医薬店からの調達、②府へ要請 6 重傷者の搬送 (1) 医療機関の受入れ状況の把握 (2) 搬送手段の確保 ⇒ ①救急自動車、②ヘリコプター等	健康づくり推進室 和泉市立総合医療センター 医師会・歯科医師会 ・薬剤師会

第1 計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合には、応急的な医療及び助産を施し、被災者を保護する。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第2 実施責任者

応急的な医療・助産活動は、関係機関の協力を得て、市長が主体となって行う。

第3 応急医療体制の確保

1 医療情報の収集・提供活動

(1) 情報収集及び府への報告

市は、健康づくり推進室が中心となり医療関係機関等の協力を得て、人的被害の状況、医療機関の被害状況・活動状況及び被災地における医療ニーズについて把握するとともに、本部事務局は、速やかに府へ報告する。

なお、和泉保健所内に地域災害医療本部が設置された場合は、医療機関状況の情報を地域災害医療本部に集約する。

(2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を、防災行政無線等により住民に提供する。

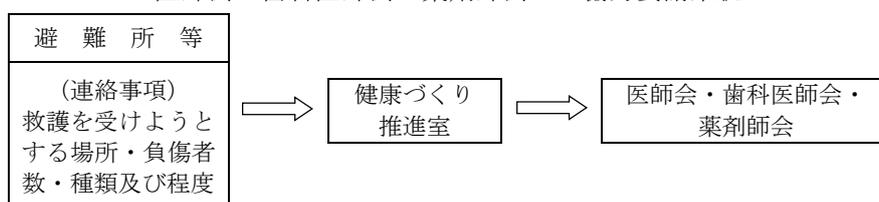
2 医療救護の実施

医療救護は、和泉市立総合医療センターの医療救護班が行う。ただし、災害の規模、被害状況により和泉市立総合医療センターのみでは対処できない場合は、医師会・歯科医師会・薬剤師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に協力要請を行う。

また、和泉保健所内に保健所保健医療調整本部が設置された場合、保健所保健医療調整本部を通じて医療救護班の派遣要請を行う。

なお、府等から派遣された医療救護班の受入れ及び配置調整及び医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力要請は健康づくり推進室が行う。

医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力要請系統



3 医療救護班の業務

- (1) 患者に対する応急処置
- (2) 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- (3) 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- (4) 助産救護
- (5) 被災住民等の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) その他状況に応じた処置

4 救護所の設置・運営

市は、必要に応じ被災現場付近の安全な場所に応急救護所を設置し、搬送前の応急措置やトリアージ等を行うとともに、避難所等に医療救護所を設置し、軽症患者の医療や被災住民等の健康管理を行う。なお、医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整の上、医療機関の開設者から承諾が得られた場合には、当該医療機関を医療救護所として指定する。

市は、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車等を使用して地域住民に知らせる。

第4 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、緊急を要する者から被災を免れた医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

1 受入れ病院の選定と搬送

市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、患者を搬送する。

2 患者搬送手段の確保

患者の搬送は、原則として市所有の救急車で実施するが、救急車が確保できない場合は、関係機関等の協力を得て輸送車両の確保に努める。それでもなお不足する場合には、府に輸送車両の調達を要請するとともに、必要により府にヘリコプター等の出動を要請する。

3 応急医療情報体制の整備

重症患者を後方医療機関に搬送するために、各医療機関の被害情報や空き床状況等を迅速、的確に把握する必要があり、大阪府広域災害・救急医療情報システムの有効利用を図る。

4 ヘリコプター緊急離発着場の確保

重症患者の後方医療機関への搬送や医薬品等の搬送などを迅速、円滑に行うため、和泉市総合スポーツセンターをヘリコプター緊急離発着場とする。

第5 市災害医療センター等での受入れ

市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）は、市域内における医療救護活動の拠点として患者を受入れ治療を行う。

なお、和泉市立総合医療センターのみでの対応が困難な場合は、市内災害協力病院及び医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整を行い、患者の受入れ治療を行うとともに、地域災害拠点病院（岸和田徳洲会病院）に協力を求める。

第6 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等について、市の備蓄する物資で不足する場合は、和泉市薬剤師会、医薬及び医療品等関係機関並びに府に要請し、調達する。

第7 助産救護活動

1 救護班の編成

助産に関する救護班については、医療救護班の中の医師等の構成に必要な応じ産科系医師も組み入れて対応する。

2 助産救護活動の内容

(1) 分娩の介助

(2) 分娩前後の処置

第8 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

資料編	○ 2-10	市域にかかる災害医療センター等一覧
	○ 2-11	医師会・歯科医師会・薬剤師会連絡先
	○ 2-13	災害時用臨時ヘリポート一覧
	○ 3-11	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準